主....文

原決定を取消す。

抗告人の本件原審被告補助参加を許す。

理由

本件抗告申立の趣旨並びに理由は別紙記載のとおりである。

抗告人の本件参加申出の理由は、相手方が原審原告として原審被告に対し金員の給付を求めている訴を提起し、原審被告が昭和四二年一一月暮頃から失踪しており訴訟に出頭できる見込みがなく、夫の扶養を受けている妻が当然夫の財産に関する訴訟について、夫を補助する利害関係を有するから、原審被告夫を補助するため、参加申出に及ぶというのである。

〈要旨〉民法第七五二条は夫婦共同生活の本質的要請として「夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない」と〈/要旨〉規定し、夫婦は単に同居して扶養務けでなく、扶養以上の協力扶助をしなくてはならない。夫婦のこの協力扶助をしなくなる義務ではない。夫婦の一方が所在不明のときに、直ちになくなる義務ではない。夫婦の一方が所在不明のため公示送達により進行中の訴訟に応訴として、正さの提出その他訴訟行為がする。とは、夫婦の共同生活上当然である。では、大婦の共同生活上当然である。では、大婦の共同生活上当然である。では、大婦の共同生活上当然である。では、大婦の共同生活上当然である。このように解することができるとは、訴訟の治によると、抗告人は本件保証債務履行請求事件のない本件には、これと異ると対抗告人の補助参加の申出は理由があるできなり決定する。

(裁判長判事 県宏 判事 越川純吉 判事 可知鴻平)

別紙

<記載内容は末尾1添付>